

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等(第3条)
第3章 産業廃棄物の保管に係る措置
第1節 保管の届出(第4条―第10条)
第2節 搬入の停止の命令(第11条)
第4章 土地所有者等の責務等(第12条―第16条)
第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等
第1節 設置者等の責務(第17条)
第2節 産業廃棄物処理施設の設置の際の手続(第18条―第31条)
第3節 意見等の勘案(第32条)
第4節 事業計画書の変更の届出等(第33条―第36条)
第5節 勧告等(第37条・第38条)
第6章 雑則(第39条―第45条)
第7章 罰則(第46条―第49条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、[枚方市環境基本条例\(平成10年枚方市条例第1号\)](#)の本旨にかんがみ、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業の許可 法第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の許可をいう。
- (4) 産業廃棄物処理基準等 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3第1号の基準(同条に規定する指定有害廃棄物の保管に係るものを除く。)をいう。
- (5) 産業廃棄物の不適正な処理 次に掲げる基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。

イ 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準

ロ 法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準

ハ 法第16条の3第1号の基準

第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等

第3条 建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者であつて、産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において、産業廃棄物の排出の抑制及び産業廃棄物の不適正な処理の防止が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者に対し、産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者が行う業務の実施の方法その他産業廃棄物の排出の抑制及び産業廃棄物の不適正な処理の防止のため必要な事項について、指導し、又は助言するものとする。

第3章 産業廃棄物の保管に係る措置

第1節 保管の届出

(産業廃棄物の保管の届出)

第4条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の

14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
 - (3) 保管を行う事業場の敷地等(当該保管を行おうとする事業場に供する敷地及び当該敷地と一体的な利用を行っている土地をいう。[第4項](#)において同じ。)の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画に定める事項として規則で定めるもの
 - (5) [第8条第1項](#)の帳簿の備付け場所
 - (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 非常災害のために必要な応急措置として[前項](#)に規定する保管を行った事業者は、当該保管の開始の日から起算して14日以内に、当該保管を行った事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) [前項各号](#)([第4号](#)及び[第6号](#)を除く。)に掲げる事項
 - (2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 [前2項](#)の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 次に掲げる産業廃棄物の保管については、[第1項](#)及び[第2項](#)の規定は、適用しない。
- (1) 法第12条第3項又は第12条の2第3項に規定する保管
 - (2) 産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
 - (3) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
 - (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。第42条第2項において「PCB特措法」という。)第8条第1項(同法第15条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管
 - (5) 敷地等の面積が300平方メートル未満の事業場において行う保管
(平28条例36・平30条例34・一部改正)

(法に基づく届出に係る産業廃棄物の保管に関する計画等の届出)

第5条 法第12条第3項前段又は第12条の2第3項前段の規定による届出をしようとする者は、[前条第1項各号](#)に掲げる事項を記載した届出書を併せて市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
(変更等の届出)

第6条 [次の各号](#)に掲げる規定による届出をした者は、[当該各号](#)に定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該届出に係る保管を廃止したときも、また、同様とする。

- (1) [第4条第1項](#) [同項第1号](#)から[第5号](#)までに掲げる事項
 - (2) [第4条第2項](#) [同項第1号](#)又は[第2号](#)に掲げる事項
- 2 [前項](#)([第1号](#)に係る部分に限る。)の規定は、[前条第1項](#)の規定による届出書の提出をした者について準用する。
(計画の変更の勧告)

第7条 市長は、[第4条第1項](#)又は[前条第1項前段](#)の規定による届出([同項第1号](#)に係るものに限る。)があった場合において、[第4条第1項第4号](#)の計画が産業廃棄物処理基準等に適合しないと認めるときは、当該届出のあった日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に限り、当該届出をした者に対し、当該計画を変更すべきことを勧告することができる。
(帳簿の備付け等)

第8条 [第4条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第5条第1項](#)の規定により届出をした者(以下「保管の届出者」という。)は、届出をした事業場ごとに帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の保管その他の処理に関する事項を記載しなければならない。

2 [前項](#)の帳簿は、規則で定めるところにより、保存しなければならない。
(保管場所における表示)

第9条 保管の届出者は、規則で定めるところにより、届出をした事業場の見やすい箇所に[第4条第1項](#)若しくは[第2項](#)、[第5条第1項](#)又は[第6条第1項前段](#)([同条第2項](#)において準用する場合を含む。[第11条第1項第2号](#)において同じ。)の規定により届出がされた産業廃棄物の保管の場所である旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、保管の届出者が、[第8条第1項](#)の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載又は[前条](#)の規定による表示をしていないときは、当該保管の届出者に対し、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

第2節 搬入の停止の命令

第11条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため必要があると認めるときは、当該保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) [第4条第1項](#)又は[第5条第1項](#)の規定による届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (2) [第6条第1項前段](#)の規定による届出([同項第1号](#)に係るものに限る。)をしないで[第4条第1項第1号](#)から[第5号](#)までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (3) [第7条](#)の規定による勧告に従わずに産業廃棄物の保管を行っている場合
 - (4) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとするならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合
- 2 市長は、[前項](#)の規定による命令をした場合において、特別の理由があると認めるときは、30日以内で必要と認める期間、[同項](#)の期間を延長することができる。
- 3 市長は、[第1項](#)の期間([前項](#)の規定により延長された期間を含む。)内において、当該命令に係る産業廃棄物の保管が産業廃棄物の不適正な処理でないと認めたとき又は当該命令に係る産業廃棄物であることの疑いのある物が産業廃棄物でないと認めたときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

第4章 土地所有者等の責務等

(土地所有者等の責務)

第12条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、自己が所有し、管理し、又は占有する土地(以下「所有地等」という。)において、産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上支障を生じさせることのないように努めるものとする。

2 土地所有者等は、所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められるときは、市長への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第13条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合において、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該所有地等における当該他の者([次項](#)において「賃借人等」という。)による産業廃棄物の不適正な処理の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められるときは、当該賃借人等への警告その他の産業廃棄物の不適正な処理の防止のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の使用者等の説明義務)

第14条 産業廃棄物の処理のために土地所有者等の所有地等を使用し、又は管理しようとする者は、あらかじめ、当該土地所有者等に対し、その旨を説明しなければならない。

(勧告等)

第15条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の不適正な処理に係る土地所有者等に対し、[第12条第2項](#)又は[第13条第2項](#)の措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、[前項](#)の規定による指導に従わない土地所有者等に対し、[同項](#)の措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第16条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、[次の各号](#)のいずれにも該当すると認めるときは、当該処分に係る土地所有者等(法第19条の5第1項に規定する処分者等及び法第19条の6第1項に規定する排出事業者等([第2号](#)においてこれらを「法対象者」という。)を除く。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- (1) 土地所有者等が、[前条第2項](#)の規定による勧告([第13条第2項](#)の措置に係るものに限る。)に従わないとき。
- (2) 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、当該措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

(3) 土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他[第13条第2項](#)の規定の趣旨に照らし、土地所有者等に当該措置を講じさせることが適当であるとき。

第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等

第1節 設置者等の責務

第17条 産業廃棄物の処理のための施設を設置し、又は維持管理をする者は、周辺地域の生活環境の保全について十分に配慮するよう努めなければならない。

第2節 産業廃棄物処理施設の設置の際の手続

(事業計画書の提出)

第18条 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の積替え若しくは保管の用に供する施設又は処分の用に供する施設(その設置に関し法令の規定により[この節](#)から[第5節](#)までの規定による手続に相当する手続が行われる施設として規則で定めるものを除く。以下これを「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 生活環境の保全のための措置の内容
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(説明会等計画書の提出)

第19条 事業計画書の提出をしようとするときは、規則で定めるところにより、事業計画書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「説明会等計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) [第22条第1項](#)の閲覧の計画
- (2) [第23条第1項](#)に規定する説明会の開催の計画
- (3) [第24条](#)の意見書の提出の方法
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画書等についての公示等)

第20条 市長は、事業計画書及び説明会等計画書(以下「事業計画書等」という。)の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するとともに、当該事業計画書等の写しその他規則で定める書類を当該公示の日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの間、一般の縦覧に供するものとする。

- (1) 当該公示の日の翌日から起算して30日を経過する日
- (2) [第23条第1項](#)に規定する説明会の開催の日(2回以上開催される場合にあっては、最も遅い開催の日の翌日)

(事業計画書等が提出されたときの市長の意見)

第21条 市長は、事業計画書の提出を受けたときは、[前条](#)の期間、当該事業計画書の提出をした者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、当該事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 市長は、説明会等計画書の提出を受けたときは、[前条](#)の期間、当該事業計画書提出者に対し、当該説明会等計画書について意見を述べることができる。

(事業計画書の閲覧)

第22条 事業計画書提出者は、事業計画書に関し生活環境に影響を及ぼす範囲として規則で定める地域(以下「関係地域」という。)内その他適当な場所において、閲覧場所を設け、当該関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者(以下「関係住民」という。)に対し、当該事業計画書の写しを[第20条](#)の期間、閲覧に供しなければならない。

2 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、[前項](#)の閲覧場所を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第23条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、[第20条](#)の期間内に、関係地域内その他適当な場所において、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 事業計画書提出者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を予定する日の7日前の日までに、関係住民に対し、当該説明会の開催を予定する日時及び場所を周知させるよ

う努めなければならない。

- 3 事業計画書提出者は、その責めに帰することのできない事由により、説明会を開催することができないときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、事業計画書を要約した書類の提供その他の規則で定める方法により、事業計画書の記載事項を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(関係住民による意見書の提出)

第24条 事業計画書について関係地域の生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、[第20条](#)の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間、事業計画書提出者に対し、意見書を提出することができる。

(意見書に対する見解の提示)

第25条 事業計画書提出者は、[前条](#)の意見書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見書に対する見解を記載した書面を当該意見書を提出した関係住民に示さなければならない。

(説明会等報告書の提出)

第26条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「説明会等報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) [第22条第1項](#)の閲覧の結果
- (2) 説明会の開催の結果
- (3) [第24条](#)の意見書の要約及びこれに対して[前条](#)の規定により示した見解の要約
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める事項

(説明会等報告書が提出されたときの市長の見解)

第27条 市長は、説明会等報告書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、当該事業計画書提出者に対し、その内容を踏まえた上で、事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 市長は、[前項](#)の場合において、必要があると認めるときは、周辺地域の生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。

(修正事業計画書の提出)

第28条 事業計画書提出者は、[第21条第1項](#)及び[前条第1項](#)の意見を勘案して事業計画書の記載事項について検討を加え、規則で定めるところにより、当該事業計画書を修正した事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該事業計画書について修正する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(修正事業計画書についての公示等)

第29条 市長は、修正事業計画書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するとともに、当該修正事業計画書の写しその他規則で定める書類を当該公示の日の翌日から起算して30日間、一般の縦覧に供するものとする。

(修正事業計画書の閲覧)

第30条 事業計画書提出者は、当該修正事業計画書に係る関係地域内その他適当な場所において、閲覧場所を設け、関係住民に対し、当該修正事業計画書の写しその他規則で定める書類を[前条](#)の期間、閲覧に供しなければならない。

- 2 [第22条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による閲覧について準用する。

(修正事業計画書の変更の勧告等)

第31条 市長は、修正事業計画書が提出された場合において、当該修正事業計画書の内容が[第21条第1項](#)又は[第27条第1項](#)の意見が勘案されていないと認めるときは、当該修正事業計画書を提出した事業計画書提出者に対し、当該修正事業計画書の内容を変更すべきことを勧告することができる。この場合において、市長は、当該修正事業計画書の変更すべき内容について、指導し、又は助言するものとする。

- 2 [第27条第2項](#)の規定は、[前項](#)の場合について準用する。

- 3 市長は、[第1項](#)の規定による勧告をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第3節 意見等の勘案

第32条 市長は、産業廃棄物処理業の許可をするに当たっては、[第21条第1項](#)若しくは[第27条第1項](#)の意見又は[前条第1項](#)の規定による勧告の趣旨を勘案するものとする。

第4節 事業計画書の変更の届出等

(事業計画書の変更の届出)

第33条 事業計画書提出者は、修正事業計画書を提出するまで([第28条ただし書](#)の規定により市長が当該事業計画書について修正する必要がないと認めるときは、当該事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可を申請するまで)の間において、事業計画書を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があった場合において、事業計画書の変更により[第18条](#)、[第19条](#)、[第22条](#)、[第23条](#)、[第25条](#)及び[第26条](#)に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるとき

は、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 事業計画書提出者は、[前項](#)の規定による通知を受けたときは、当該手続を再度実施しなければならない。

(説明会等計画書の変更の届出)

第34条 事業計画書提出者は、説明会等報告書を提出するまでの間において、説明会等計画書を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があった場合において、説明会等計画書の変更により[第22条](#)、[第23条](#)及び[第25条](#)に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 [前条第3項](#)の規定は、[前項](#)の規定による通知を受けた場合について準用する。

(修正事業計画書の変更の届出)

第35条 事業計画書提出者は、修正事業計画書を提出してから当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可を申請するまでの間において、修正事業計画書を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があった場合において、[第18条](#)、[第19条](#)、[第22条](#)、[第23条](#)、[第25条](#)、[第26条](#)、[第28条](#)及び[第30条](#)に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 [第33条第3項](#)の規定は、[前項](#)の規定による通知を受けた場合について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第36条 事業計画書提出者は、事業計画書を提出した後において、産業廃棄物処理施設を設置しないこととするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があった場合において、[第20条](#)の規定による公示が既に行われているときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公示するものとする。

第5節 勧告等

(勧告)

第37条 市長は、[第18条](#)、[第19条](#)、[第22条](#)、[第23条](#)、[第25条](#)、[第26条](#)、[第28条](#)、[第30条](#)、[第33条第1項](#)若しくは[第3項](#) ([第34条第3項](#)又は[第35条第3項](#)において準用する場合を含む。)、[第34条第1項](#)、[第35条第1項](#)又は[前条第1項](#)の規定を遵守していない事業計画書提出者([第18条](#)又は[第19条](#)に係る場合にあつては、産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者)に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(準用)

第38条 [第2節](#)から[前節](#)まで及び[前条](#)の規定は、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、[次の表](#)の左欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|-----------------|---------------------------|
| 第18条 | 産業廃棄物処理業 | 法第14条の2第1項又は第14条の5第1項 |
| | 設置する | 設置している |
| | その設置 | その事業の範囲の変更 |
| | を設置しよう | に係る事業の範囲を変更しよう |
| 第32条 、 第33条第1項 及び 第35条第1項 | 産業廃棄物処理業 | 法第14条の2第1項又は第14条の5第1項 |
| 第36条第1項 | 産業廃棄物処理施設を設置しない | 産業廃棄物処理業の許可に係る事業の範囲を変更しない |
| 前条 | 産業廃棄物処理業 | 法第14条の2第1項又は第14条の5第1項 |

- 2 [第2節](#)及び[前節](#)並びに[前条](#)の規定は、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者(産業廃棄物処理施設の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更に係る届出をしようとする者であつて、規則で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、[次の表](#)の左欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|------------------|---|
| 第18条 | 産業廃棄物処理業の許可を受けよう | 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしよう |
| | 設置する | 設置している |
| | その設置 | その設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更 |
| | を設置しよう | の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模を変更しよう |
| 第33条第1項 及び 第35条第1項 | 産業廃棄物処理業の許可を申請 | 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出を |
| 第36条第1項 | を設置しない | の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模を変更しない |
| 前条 | 産業廃棄物処理業の許可を受けよう | 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしよう |

(平30条例34・一部改正)

第6章 雑則

(報告の徴収)

第39条 市長は、[第2章](#)から[前章](#)までの規定の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者に対し、必要な事項の報告を求めすることができる。

(立入検査)

第40条 市長は、[第3章](#)及び[第4章](#)の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者若しくは土地所有者等の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 [前項](#)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 [第1項](#)の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告に従わない者等の公表)

第41条 市長は、[第7条](#)、[第10条](#)、[第15条第2項](#)又は[第37条](#)([第38条](#)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、[第11条第1項](#)又は[第16条](#)の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

3 市長は、保管の届出者が、正当な理由がなく[第8条第2項](#)の規定による帳簿の保存をしなかったときは、当該保管の届出者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

4 市長は、[第39条](#)の規定による報告の求めに対し、これに応じず、又は虚偽の報告をした者があるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

5 市長は、[前条第1項](#)の規定による検査又は収去に対し、これを拒み、妨げ、又は忌避した者があるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

6 市長は、[前各項](#)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(平30条例34・一部改正)

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第42条 市長は、法第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による命令(法第15条の2の7の規定による命令にあっては改善に係るものに限り、法第19条の3の規定による命令にあっては同条第2号に係るものに限る。)を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、法第12条の6第3項、第12条の7第10項、第14条の3(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、第14条の3の2第1項(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第2項(同条において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項(法第17条の2第3項において準用する場合及び法第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、第19条の6第1項、第19条の11第1項若しくは第21条の2第2項の規定による処分(法第15条の2の7の規定による処分にあつては改善の命令を除き、法第21条の2第2項の規定による処分にあつては産業廃棄物に係るものに限る。)又はPCB特措法第12条第1項の規定による命令をしたときは、当該処分又は命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分又は命令の内容を公表することができる。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(平30条例34・一部改正)

第43条 第41条第6項の規定は、法第12条の6第2項の規定による公表について準用する。

(手数料)

第44条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、申請の際、現金で納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は200,000円以下の罰金に処する。

第48条 第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)の規定により現になされている手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則 [平成28年9月13日条例第36号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 [平成30年6月25日条例第34号]

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第44条関係)

(平30条例34・一部改正)

| 項 | 区分 | 金額 | |
|----|------------------------------|-------------|--------|
| 1 | 法第12条の7第1項の認定を受けようとする者 | 147,000円 | |
| 2 | 法第12条の7第7項の変更の認定を受けようとする者 | 134,000 | |
| 3 | 法第14条第1項の許可を受けようとする者 | 81,000 | |
| 4 | 法第14条第2項の更新を受けようとする者 | 73,000 | |
| 5 | 法第14条第6項の許可を受けようとする者 | 100,000 | |
| 6 | 法第14条第7項の更新を受けようとする者 | 94,000 | |
| 7 | 法第14条の2第1項の範囲の変更の許可を受けようとする者 | 1の項の許可に係るもの | 71,000 |
| | | 3の項の許可に係るもの | 92,000 |
| 8 | 法第14条の4第1項の許可を受けようとする者 | 81,000 | |
| 9 | 法第14条の4第2項の更新を受けようとする者 | 74,000 | |
| 10 | 法第14条の4第6項の許可を受けようとする者 | 100,000 | |
| 11 | 法第14条の4第7項の更新を受けようとする者 | 95,000 | |

| | | | |
|----|--|-------------------------|---------|
| 12 | 法第14条の5第1項の範囲の変更の許可を受けようとする者 | 6の項の許可に係るもの | 72,000 |
| | | 8の項の許可に係るもの | 95,000 |
| 13 | 法第15条第1項の許可を受けようとする者 | 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの | 140,000 |
| | | その他 | 120,000 |
| 14 | 法第15条の2の2第1項(法第15条の3の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置者とみなして適用する場合を含む。)の検査を受けようとする者 | | 33,000 |
| 15 | 法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けようとする者 | 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの | 130,000 |
| | | その他 | 110,000 |
| 16 | 法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けようとする者 | | 40,000 |
| 17 | 法第15条の3の2第2項の確認を受けようとする者 | | 40,000 |
| 18 | 法第15条の3の3第1項の認定を受けようとする者 | | 33,000 |
| 19 | 法第15条の3の3第2項の更新を受けようとする者 | | 20,000 |
| 20 | 法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の許可を受けようとする者 | | 94,000 |
| 21 | 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可を受けようとする者 | | 94,000 |

備考 金額は、申請1件当たりの額とする。